

兵庫県立大学地域ケア開発研究所長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人学部長等選考規程（平成25年法人兵庫県立大学規程第17号）第6条の規定に基づき、地域ケア開発研究所長（以下「所長」という。）の候補者の選考（以下「選考」という。）等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 所長の任期が満了するとき。
 - (2) 所長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 所長が欠員になったとき。
- 2 前項第1号に該当する場合にあっては、所長は、選考を行った上で、学長が定める日までに所長候補者の推薦（以下「推薦」という。）を行わなければならない。
- 3 第1項第2号に該当する場合にあっては、所長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。
- 4 第1項第3号に該当する場合にあっては、学長が指名する者が、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

(所長候補者の資格)

第3条 所長候補者となることのできる者は、地域ケア開発研究所の専任教授及び地域ケア開発研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）委員のうち専任教授である者とする。

(選考手続)

- 第4条** 所長（第2条第4項に規定する場合にあっては学長が指名する者。次項において同じ。）は、第2条の規定により選考を行うときは、あらかじめ運営委員会の意見を聴かななければならない。
- 2 前項の規定により所長が運営委員会の意見を聴く手続については、別に定める。

(任期)

- 第5条** 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 第2条第1項第2号又は第3号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。